

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り
たるときは、その翌日)

目次

- ◇規則 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規則

鳥取県規則第二十三号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」の下に、「住居手当」を加える。

附則第四項から第六項までを削る。

附則別表第二を削る。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

職務の等級 号 給	1 等級	2 等級	3 等級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	39,800	27,300	23,800
2	42,100	28,400	24,600
3	44,400	29,500	25,500
4	46,900	30,700	26,200
5	49,400	31,900	27,300
6	51,900	33,200	28,400
7	54,400	34,500	29,500
8	56,900	36,100	30,700
9	59,400	37,900	31,900
10	64,200	39,800	33,200
11	67,100	41,900	34,500
12	70,000	44,000	35,700
13	72,900	46,100	36,900
14	77,700	48,200	38,100
15	80,900	50,000	41,900
16	84,100	54,400	44,000
17	87,300	56,900	46,100
18	90,500	59,400	48,200
19	93,400	61,900	50,000
20	96,100	64,200	54,400
21	98,800	70,000	56,900
22	101,500	72,900	59,400
23	104,200	75,800	61,900
24	106,200	78,500	64,200
25	108,200	81,200	66,500
26	110,200	83,400	68,800
27	112,200	85,200	70,800
28		86,600	72,800
29		87,900	74,300
30		89,200	75,500
31		90,500	76,700
32		91,800	77,900
33		93,100	79,100
34			80,300

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表第一の二
給料の調整額表

勤務箇所	職 名	調整数
身体障害者更生指導所	介護員	二
母 来 寮	運転士、ボイラ技士、調理士及び調理員	一
	寮母のうち收容者と起居を共にする職員	三
岩井長者寮	その他の職員	一
	調理士及び調理員	一
児童相談所	運転士、ボイラ技士、調理士、調理員及び用務員	一
	医療助手のうち收容者に直接接することを常例とする職員	三
喜多原学園 皆成学園 積善学園	その他の職員	一
	寮母のうち收容者と起居を共にしない職員	二
整肢学園	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
	医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
婦 人 寮	寮母のうち收容者と起居を共にしない職員	二
	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
保 健 所 衛生研究所	医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
病 院	医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二

別表第三中「二七、三〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改める。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

第二条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十六年七月鳥取県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第八項を削り、第九項を第八項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十五年五月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十

七号)の一部を次のように改正する。

別表第二部長共通専決事項の欄第三号中「第十二号、第十三号」及び「第二十二号、第二十六号」を削り、同欄第三号の二中「第十二号、第十三号」及び「第二十二号、第二十六号」を削る。

別表第二課長共通専決事項の欄第二号中「第十二号、第十三号」及び「第二十二号、第二十六号」を削り、同欄第九号の二中「課員」を「職員」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の三 職員の住居手当に係る確認及び決定

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十一号を次のように改める。

十一 職務に専念する義務の特例に関する規則第三条第十号(六日以内の場合を除く。)、第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十七号の事由に該当する場合における次長、課長及びこれらの職に相当する職の職員の職務に専念する義務の免除の承認

別表第三人事課の項課長専決事項の欄第八号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「第十二号、第十三号」及び「第二十二号、第二十六号」を削る。

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

十七 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条の規定による電気工事業者の登録
- (二) 第六条第一項の規定による電気工事業者の登録の拒否
- (三) 第七条第一項の規定による登録証の交付
- 四 第十七条第二項の規定による電気工事の施工の差止めの命令

(五) 第二十七条第一項又は第二項の規定による電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令

(六) 第二十八条第一項の規定による登録の取消し又は事業の停止の命令

(七) 第三十条第一項の規定による聴聞の実施

(八) 第三十三条の規定による苦情の処理のあつせん等

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十二条の規定による登録証の再交付
- (二) 第十四条の規定による電気工事業者の登録の消除
- (三) 第十六条の規定による電気工事業者登録簿の謄本の交付等
- 四 第二十九条第一項の規定による業務に関し必要な報告の要求又は営業所等への立入検査
- 別表第三造林課の項部長専決事項の欄第四号を次のように改める。
- 四 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による育種母樹、育種母樹林、普通母樹又は普通母樹林(以下「指定採取源」という。)の指定
- (二) 第六条第二項の規定による指定採取源の保護又は管理に関し必要な処置を講ずべきこと等の指示
- (三) 第九条第一項又は第二項の規定による指定採取源の指定の解除
- 四 第九条第三項の規定による指定採取源の指定の解除についての意見の提出

- (四) 第十条第一項の規定による生産事業者の登録
- (五) 第十一条第一項の規定による講習会の開催
- (六) 第十二条第一項の規定による登録証の交付
- (七) 第十五条第一項の規定による生産事業者の登録の取消し
- (八) 第十五条第二項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による聴聞の実施
- (九) 第十九条の規定による表示義務等の違反に対する是正の命令
- (一〇) 第二十条第一項の規定による種穂又は苗木の証明
- (一一) 第二十三条の規定による種穂の採取の禁止
- (一二) 第二十九条第一項の規定による種苗の採取等に関し必要な処置を講ずべきことの命令又は種苗の配布の制限若しくは禁止
- (一三) 別表第三造林課の項部長専決事項の欄第四号の次に次の一号を加える。
 - 四の二 林業種苗法施行規則(昭和四十五年農林省令第四十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四条第二項の規定による伐採許可申請書の進達
 - (二) 第八条第二項の規定による損失補償請求書の進達
- (一四) 別表第三造林課の項部長専決事項の欄第三号の次に次の一号を加える。
 - 三の二 林業種苗法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十一条第二項の規定による修了証明書の交付
 - (二) 第十三条第二項の規定による登録証の再交付
 - (三) 第二十七条の規定による指定採取源又は生産事業者等の業務に関し必要な事項の報告の要求
- (一五) 第二十八条第一項の規定による指定採取源等への立入検査等

別表第三河港課の項部長専決事項の欄第十二号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)から(四)までを一ずつ繰り上げ、(六)を削り、(七)を(四)とし、(八)を削り、(九)を(六)とし、(一〇)を(七)とし、(一一)を削り、(一二)を(八)とし、(一三)を削り、(一四)を削り、(一五)を削る。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「、第十二号、第十三号」及び「、第二十二号、第二十六号」を削り、第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 課員の住居手当に係る確認及び決定

別表第二佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(一)中「のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの承認」を削り、同号(二)中「のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの検査」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
 第四条中「扶養手当」の下に「住居手当」を加える。

附則中第四項から第六項までを削る。
 附則別表第二を削る。
 別表第一を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

職務 の等級	1 等 級	2 等 級
	給料月額	給料月額
号 給	円	円
1	27,300	23,800
2	28,400	24,600
3	29,500	25,500
4	30,700	26,200
5	31,900	27,300
6	33,200	28,400
7	34,500	29,500
8	36,100	30,700
9	37,900	31,900
10	39,800	33,200
11	41,900	34,500
12	44,000	35,700
13	46,100	36,900
14	48,200	38,100
15	50,000	41,900
16	54,400	44,000
17	56,900	46,100
18	59,400	48,200
19	61,900	50,000
20	64,200	54,400
21	70,000	56,900
22	72,900	59,400
23	75,800	61,900
24	78,500	64,200
25	84,100	66,500
26	87,300	68,800
27	90,500	70,800
28	93,400	72,800
29	96,100	74,300
30	98,800	75,500
31	101,500	76,700
32	104,200	77,900
33	106,200	79,100
34	108,200	80,300
35	110,200	
36	112,200	

別表第三の表中

二二、一四〇円	二二、一四〇円	二〇、七二〇円
---------	---------	---------

を

二七、三〇〇円	二七、三〇〇円	二四、六〇〇円
---------	---------	---------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十五年

五月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定にする給与の内払とみなす。

企 業 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する企業管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(住居手当の適用除外職員)

第五条の二 条例第四条の二の企業管理規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 県から貸与された公舎又は職員のための住宅に居住している職員
- 二 国、他の地方公共団体、公共企業体その他特別の法律により設置された法人等で知事が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員
- 三 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

第十九条第一項各号列記以外の部分中「及び初任給調整手当の月額」を「初任給調整手当の月額及び住居手当の月額」に改める。

(鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程(昭和四十三年二月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第一項の項番号を削る。

附則

この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】